

安土町と近江八幡市との合併について

住 民 説 明 会

日時：平成21年12月23日（祝日）

会場

老蘇多目的研修センター	午前10時～
安土町公民館大ホール	午後 2時～

安 土 町



現状からみた安土町の財政シミュレーション

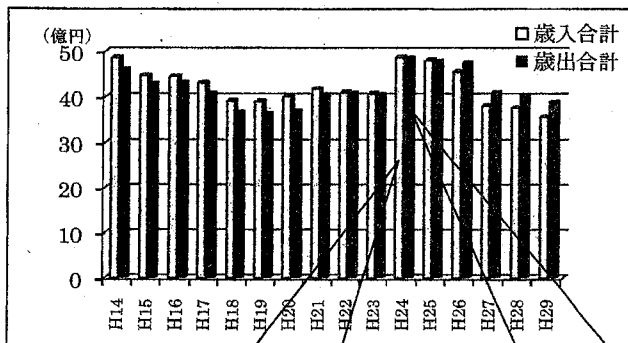
これまで出されてきた安土町の財政シミュレーションによると、安土町の財政（普通会計）は計画した事業を実施した場合、安土町単独では平成26年度から赤字決算に追い込まれると公表してきました。

しかし、再度、現在の経済状況、国の動向及び財政状況を踏まえて、現段階のシミュレーションを作成してみると、事業の縮小・工夫などにより平成26年度以降も継続的な財政運営ができると想定できます。

これは当初のシミュレーションでは、平成21年度で地方債（臨時財政対策債）が廃止され、平成24年度以降の繰越金の見込みが望めない、それに加え平成24年度から平成26年度までの3か年間に毎年10億円もの安土駅駅舎改築周辺広場整備事業が組み込まれていることなどの要因があるため、財政破たんとなるシミュレーションとなっていました。

しかし、現状の財政状況から算出すると、地方債（臨時財政対策債）は継続され、駅舎も工夫するなどの緊縮財政により、安土町が破たんすることはありません。

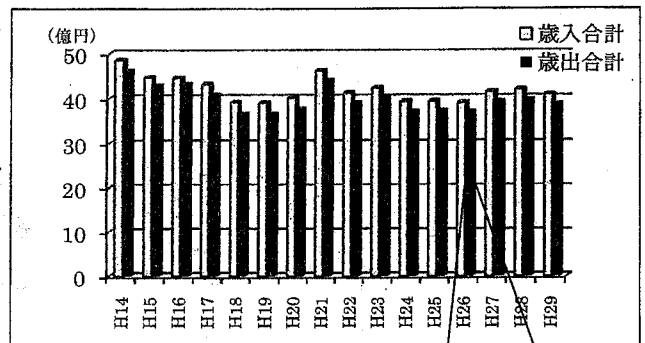
これまで考えられていた普通会計(歳入・歳出)の推移



歳入では地方債(臨時財政対策債)が廃止されるとともに、投資的経費の支出増によるシミュレーションのため、財源が不足し赤字決算となる。

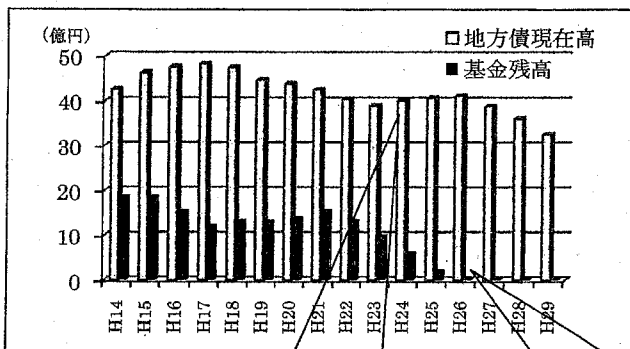
歳出ではJR安土駅駅舎改築周辺広場整備事業が平成24年から毎年10億円づつ3年間計30億円を支出するシミュレーションのため、歳入より歳出の方が多くなり赤字決算となる。

現状から算出した普通会計(歳入・歳出)の推移



赤字補てん債の地方債(臨時財政対策債)は平成21年度以降も継続し、緊縮財政により駅舎改築等は休止するなどの措置により財政運営ができる

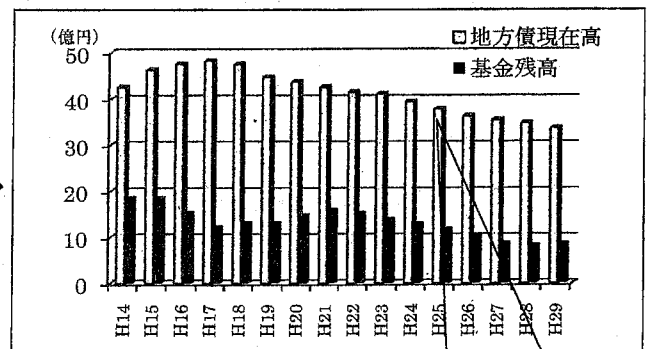
これまで考えられていた普通会計(地方債・基金)の残高推移



新たな大規模事業による起債増のため、地方債残高も平成24年度から上昇する

基金残高においては、公共事業の増により、財源不足を基金で賄うため、財政調整基金だけでなく、使途の決まった特定目的基金も必要となる。

現状から算出した普通会計(地方債・基金)の残高推移



安土駅舎改築等の延期もしくは工夫により、新たな起債の抑制を行うことによって残高も徐々に下がってくる。基金残高においても、事業抑制により緩やかになると見込まれる。

これまで考えられていた財政シミュレーション (平成20年度試算)

(単位: 百万円)

歳入	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 推計額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
市町村税	1,510	1,410	1,381	1,390	1,469	1,608	1,599	1,597	1,595	1,590	1,585	1,580	1,575	1,571	1,567	1,563
地方譲与税	42	44	71	93	142	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48	48
県税交付金	119	127	145	136	134	132	133	133	134	135	136	137	138	139	140	141
地方特例交付金	60	59	54	55	42	10	11	11	6	0	0	0	0	0	0	0
地方交付税	1,519	1,289	1,196	1,139	996	1,005	1,043	1,045	1,017	994	981	978	981	985	987	988
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
国庫支出金	85	123	151	181	108	136	142	220	184	143	175	175	175	315	321	248
県支出金	337	244	235	208	230	300	394	318	300	300	634	634	634	386	357	307
分担金および負担金	67	68	63	63	80	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73	73
使用料および手数料	105	102	107	74	73	77	77	78	79	79	79	79	79	79	79	79
財産収入	70	8	1	29	65	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
寄附金	2	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
繰入金	125	13	324	317	0	23	44	5	273	351	383	403	177	0	0	0
繰越金	302	236	165	128	217	236	242	302	103	3	3	0	0	0	0	0
諸収入	51	51	53	61	43	58	58	58	58	58	225	225	225	58	58	58
地方債	456	685	504	432	309	174	170	266	208	277	526	448	429	137	110	40
歳入合計	4,851	4,460	4,451	4,306	3,910	3,900	4,000	4,170	4,094	4,067	4,864	4,796	4,550	3,807	3,756	3,561

歳出	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 推計額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
人件費	1,079	1,059	1,081	1,071	959	933	903	912	905	902	902	898	865	844	796	780
物件費	673	663	669	587	589	587	591	623	651	641	643	642	646	678	712	748
維持補修費	34	39	34	23	24	25	26	26	27	28	29	30	31	32	32	33
扶助費	137	210	238	251	259	264	278	286	296	305	315	325	335	346	366	388
補助費等	577	574	570	537	485	487	572	572	572	572	572	572	572	572	572	572
普通建設事業費	1,067	797	712	590	304	274	305	552	609	629	1,423	1,339	1,317	643	593	384
公債費	442	416	474	452	476	531	516	485	495	504	487	487	473	463	462	467
積立金	70	13	1	1	93	22	121	151	51	1	1	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	11	4	6	21	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
繰出金	525	519	539	551	447	530	379	452	479	473	484	495	507	518	528	538
歳出合計	4,615	4,294	4,324	4,087	3,673	3,659	3,697	4,065	4,091	4,061	4,862	4,794	4,752	4,102	4,057	3,896
差引繰越金額	236	166	127	219	237	241	303	105	31	6	2	2	▲202	▲295	▲301	▲335

普通建設事業費については、平成20年度普通建設事業費等の額から次年度以降の予定分を考慮した額を計上した。臨時財政対策債は平成20年度を地方債計画(案)により平成21年度まで算出し、それ以降は廃止予定。地方交付税は、H19~H21年度まで頑張る地方応援プログラムを算入し、以降は廃止して試算した。補償金免除繰上償還を平成19~20年度算入し、以降の公債費に反映させた。

地方交付税については、地方財政見込みから減少に推移すると見込まれた。

安土駅舎改築等による大きな地方債の発行により大幅な増となった。

安土駅舎改築等を見込んでいるため前年度事業費より大きく上回ることとなる。



現状から算出した財政シミュレーション (平成21年度試算)

(単位: 百万円)

歳入	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
市町村税	1,510	1,410	1,381	1,390	1,469	1,608	1,656	1,600	1,599	1,593	1,589	1,583	1,579	1,573	1,570	1,566
地方譲与税	42	44	71	93	142	48	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
県税交付金	119	127	145	136	134	132	115	116	116	117	118	119	120	121	121	122
地方特例交付金	60	59	54	55	42	10	21	22	10	10	10	10	10	10	10	10
地方交付税	1,519	1,289	1,196	1,139	996	1,005	1,050	1,001	1,012	1,000	1,000	1,009	1,018	1,029	1,036	1,042
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
国庫支出金	85	123	151	181	108	136	156	181	185	186	187	188	188	295	418	467
県支出金	337	244	235	206	230	300	283	351	237	222	134	83	53	93	121	87
分担金および負担金	67	68	63	63	80	73	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
使用料および手数料	105	102	107	74	73	77	79	79	80	80	80	80	80	80	80	80
財産収入	70	8	1	29	65	13	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
寄附金	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	125	13	324	317	0	23	47	60	180	234	190	234	233	266	160	60
繰越金	302	236	165	128	217	236	242	237	202	208	200	210	200	200	200	216
諸収入	51	51	53	61	43	58	58	58	58	58	210	211	211	263	269	224
地方債	456	685	504	432	309	174	154	293	282	373	210	211	211	263	269	224
歳入合計	4,851	4,460	4,451	4,306	3,910	3,900	4,011	4,815	4,118	4,231	3,926	3,935	3,901	4,139	4,194	4,083

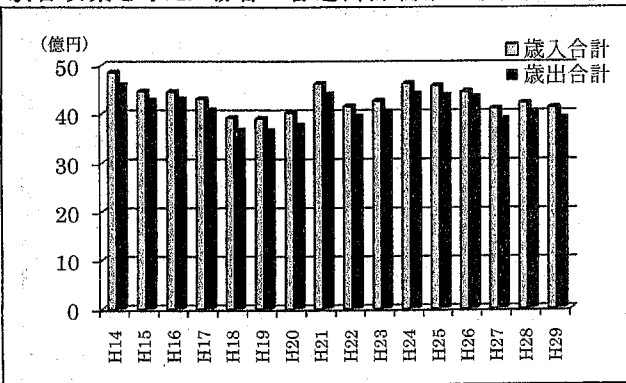
歳出	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
人件費	1,079	1,059	1,081	1,071	959	933	855	900	894	891	890	886	853	833	784	788
物件費	673	663	669	587	589	587	689	701	730	720	722	721	725	761	799	839
維持補修費	34	39	34	23	24	25	36	37	38	39	40	41	43	44	45	47
扶助費	137	210	238	251	259	264	295	304	314	326	333	344	354	364	376	388
補助費等	577	574	570	537	485	487	467	654	467	467	467	467	467	467	467	467
普通建設事業費	1,067	797	712	590	304	274	224	630	346	463	158	152	146	360	396	235
公債費	442	416	474	455	476	531	507	476	477	485	456	454	436	418	408	406
積立金	70	13	1	1	93	22	215	178	101	104	100	105	100	100	100	108
投資・出資・貸付金	11	4	6	21	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
繰出金	525	519	539	551	447	530	500	528	539	534	547	541	574	587	598	610
歳出合計	4,615	4,294	4,324	4,087	3,673	3,659	3,775	4,415	3,913	4,033	3,720	3,738	3,705	3,941	3,980	3,875
差引繰越金額	236	166	127	219	237	241	236	200	205	198	206	197	196	198	214	208

臨時財政対策債の継続により元利償還金分が後年度地方交付税に算入されるため。

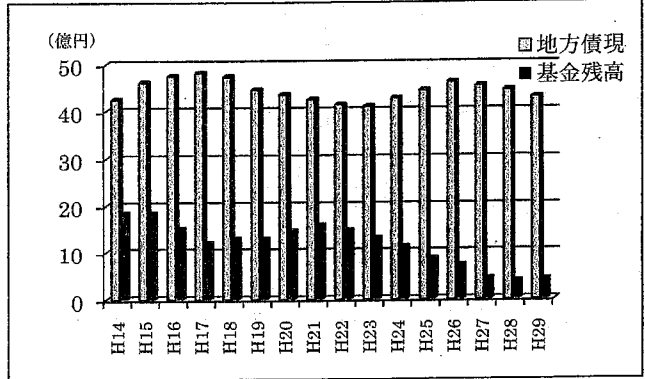
財源不足のため普通建設事業費の縮小措置により事業費の低下となった。

財源不足額は基金からの繰入により補てんを行うこととなる。

駅舎改築を考えた場合の普通会計(歳入・歳出)の推移



駅舎改築を考えた場合の普通会計(地方債・基金)の残高推移



駅舎改築を考えた場合の財政シュミレーション (平成21年度試算)

(単位: 百万円)

歳入	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
市町村税	1,510	1,410	1,381	1,390	1,469	1,608	1,656	1,600	1,599	1,593	1,589	1,583	1,579	1,573	1,570	1,566
地方譲与税	42	44	71	93	142	48	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
県税交付金	119	127	145	136	134	132	115	116	116	117	118	119	120	121	121	122
地方特別交付金	60	59	54	55	42	10	21	22	10	10	10	10	10	10	10	10
地方交付税	1,519	1,289	1,196	1,139	996	1,005	1,050	1,001	1,012	1,000	1,003	1,009	1,025	1,036	1,069	1,090
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
国庫支出金	85	123	151	181	108	136	156	647	181	185	186	187	188	295	418	467
県支支出金	337	244	235	206	230	300	283	351	237	222	367	299	270	93	121	86
分担金および負担金	67	68	83	63	80	73	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69
使用料および手数料	105	102	107	74	73	77	78	79	80	80	80	80	80	80	80	80
財産収入	70	8	1	29	65	13	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
寄附金	2	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金	125	13	324	317	0	23	47	60	207	268	297	344	352	278	150	70
繰越金	302	236	165	128	217	236	242	237	202	200	200	200	190	200	200	198
諸収入	51	51	53	61	43	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58	58
地方債	456	685	504	432	309	174	154	293	292	373	560	536	536	263	269	224
歳入合計	4,851	4,460	4,451	4,306	3,910	3,900	4,011	4,615	4,145	4,257	4,619	4,576	4,559	4,158	4,217	4,122
歳出	14年度 決算額	15年度 決算額	16年度 決算額	17年度 決算額	18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 推計額	22年度 推計額	23年度 推計額	24年度 推計額	25年度 推計額	26年度 推計額	27年度 推計額	28年度 推計額	29年度 推計額
人件費	1,079	1,059	1,081	1,071	989	933	855	900	894	891	890	886	853	833	784	768
物件費	673	663	669	587	589	587	669	701	730	720	722	721	725	761	799	839
維持補修費	34	39	34	23	24	25	36	37	38	39	40	41	43	44	45	47
扶助費	137	210	238	251	259	264	295	304	314	323	333	344	354	364	376	388
補助費等	577	574	570	537	485	487	467	654	467	467	467	467	467	467	467	467
普通建設事業費	1,067	797	712	590	304	274	224	630	381	493	858	802	796	360	396	235
公債費	442	416	474	455	476	531	507	476	477	485	456	461	448	437	447	464
積立金	70	13	1	1	93	22	215	178	101	100	100	100	96	100	100	99
投資・出資・貸付金	11	4	6	21	7	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
繰出金	525	519	539	551	447	530	500	528	539	534	547	561	574	587	598	610
歳出合計	4,615	4,294	4,324	4,087	3,673	3,659	3,775	4,415	3,948	4,059	4,420	4,390	4,362	3,960	4,019	3,924
差引繰越金額	236	166	127	219	237	241	236	200	197	198	199	186	197	198	198	198

合併協定書協定項目のこれまでの調整状況

ここでは、住民のみなさまにとって身近な行政サービスについて、調整結果の一部を紹介します。

協定項目	調整された主な内容
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・個人市町民税については、現行のとおりです。 ・法人市町民税の均等割、納期については、現行のとおりです。法人税割については、平成22年度は、不均一課税とし、平成23年度より現在の近江八幡市の税率に統一します。 ・固定資産税の税率については、現行のとおりです。納期については、5,7,12,2月の各月末が納期限です。 ・軽自動車税の税額については、現行のとおりです。納期については、5月末が納期限です。※個人市町民税、固定資産税は、納期前納報奨金（30,000円を限度）があります。 ・都市計画税は、固定資産評価替え時までは現行の市町における税率による不均一課税とし、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年以内に調整します。
手数料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の謄本及び抄本の交付手数料については、現行のとおりです。 ・住民票に関する交付手数料については、現行のとおりです。 ・一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりです。（中部清掃組合構成市町として新市に引き継がれることから安土町区域と近江八幡市区域で異なります。） ・建築基準法に基づく手数料は特定行政庁である近江八幡市の例によります。
使用料の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料を定めている施設、入館料を定めている施設の使用料については、現行のとおりです。 ・火葬場使用料は、布引斎苑については組合構成市町として新市に引き継がれることから現行のとおりです。
町名、字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・安土町の区域の住居表示について、「大字名」は原則として「大字」を削除し、現行の大字名の前に地域自治区の名称「安土町」を冠する。
一部事務組合等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市が加入していない次の一部事務組合については、安土町が合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧安土町地域として引き続き加入します（八日市布引ライフ組合、中部清掃組合）。 ・安土町農業公社については、新市に引き継ぎ旧安土町地域として当面存続します。 ・広域事業事務の委託等については合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託内容により合併の日に締結します。
補助金、交付金等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金、交付金については、従来からの経緯、実情等に配慮し市域全体の均衡を保つように新市の予算編成において調整します。

各種事務事業の取扱い

総務・企画・人権関係事業（コミュニティ施策含む）の主な内容

- ◇消防防災・・・常備消防は、現行のとおり東近江行政組合消防本部が行います。消防団は合併時に近江八幡市消防団に統合されます。新市の団員の定数は500人とします。安土町消防団第1分団が近江八幡市消防団安土分団に、安土町消防団第2分団が近江八幡市消防団老蘇分団になります。
- ◇広報紙・・・広報紙の発刊回数は月2回（1月及び8月は1回）となります。新市のくらしのガイドブックを合併時まで作成し、全戸配布を計画されています。
- ◇外国人窓口相談・・・外国人窓口相談については、相談員および通訳員を新市においても効果的な配置を行います。
- ◇消費者行政・・・消費生活相談、行政相談、法律相談、司法書士相談の各相談業務を実施します。

◇人権相談・・・人権相談については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施します。

◇人権教育推進会議・・・新市において協議会を統一します。

◇会計事務・・・指定金融機関については、滋賀銀行八幡支店に変わります。総合支所の指定金融機関の派出所はなくなりませんが、税金等の収納は現在と同様に行います。

生活環境関係事業の主な内容

◇ごみ処理・・・ごみ処理については、現行のとおり中部清掃センターを利用します。分別方法・収集回数、回収方法は変わりません。

◇し尿処理・・・し尿処理については、現行のとおり八日市布引ライフ組合で処理をします。

◇火葬場・・・火葬場の使用については当面は現行のとおりとし、安土町民が近江八幡市立さざなみ浄苑を利用する場合は、市外料金の 80,000 円が適用されます。

(現行の火葬場利用料)

区分	利用施設	利用料金
安土町民	八日市布引ライフ組合立布引斎苑	10,000円
近江八幡市民	近江八幡市立さざなみ浄苑	20,000円

◇墓地・・・墓地については現行のとおり新市に引き継ぎます。管理運営方法も現行のとおりとします。

健康福祉関係事業の主な内容

◇高齢者福祉サービス・・・高齢者福祉サービスについては、引き続き現行の各種サービスを実施します。

また、敬老祝金については、現行のとおりとします。(近江八幡市：白寿(現金 50,000 円) 米寿(肖像写真)、安土町 5,000 円程度の祝品)

※安土町区域において新たに次のサービスが利用できるようになります

・配食サービス事業については、昼食・夕食サービスが利用できるようになります。(市民税非課税世帯で国民年金満額未満の方、かつ調理が困難な方が対象となります。利用者は配送代金の1割と調理代の一部負担)

※これまで利用していた事業の対象要件が変わります。

・介護用品の購入助成については、要介護認定1以上で市民税非課税の世帯に属し、在宅で介護を受け紙おむつを使用している要介護者になります。
・緊急通報システム事業については、65歳以上の単身者等で構成される市民税非課税の世帯で、慢性的な疾患などにより、日常生活上常時注意を要する方となります。

※これまで利用していた次の事業が統合されます。

・生活管理指導員派遣事業については、軽度生活支援事業に統合されます。

◇介護保険料・・・現行の両市町の基準保険料を引き継ぎ、第5期(H24~H26)事業計画策定時に、新たな基準保険料を設定します。納期については、第1期から第9期となります。

現行保険料	近江八幡市	安土町
21年度基準額	43,660円(月額:3,639円)	34,080円(月額:2,840円)
22年度基準額	44,260円(月額:3,689円)	34,680円(月額:2,890円)
23年度基準額	44,860円(月額:3,739円)	35,280円(月額:2,940円)

◇障がい者福祉サービス・・・障がい者福祉サービスについては、引き続き現行の各種サービスを実施します。

※安土町区域において新たに次のサービスが利用できるようになります

・声の広報等発行事業(視覚障がいの方への声の広報を発行します。)
・中継サービス(FAX、メール)(聴覚障がいの方の文字による連絡をサポートします。)
・福祉タクシー・自動車燃料費助成事業(屋外への移動が困難な方への外出支援で、身体障害者手帳1・2級等で非課税の方を対象に助成券を支給します。)

◇児童福祉サービス・・・児童福祉サービスについては、放課後児童対策や児童健全育成事業等を引き続き実施します。また、安土町区域において新たに次のサービスが利用できるようになります

・すくすく育児支援金支給事業（第3子以降の新生児一人につき支給）

◇生活保護・・・生活保護の決定事務については、新市の福祉事務所で行います。

◇福祉自動車・・・現行のとおり新市に引き継ぎ、安土町区域のみ運行します。

◇保育所保育料・・・近江八幡市の例により調整した結果、保育料を決定する階層（所得などにより分類）が変更となります。

（新市の保育料）

階層 区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳児以上
A階層	生活保護法による被保護世帯（併給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び移住帰国後の自立の支援に関する法律による支給給付金受給世帯	0円	0円	0円
B階層	市民税非課税世帯	6,300円	4,200円	4,200円
C1階層	市民税課税世帯（均等割のみ）	13,200円	9,400円	9,400円
C2階層	市民税課税世帯（所得割あり）	14,000円	11,600円	11,600円
D1階層	所得税 10,000円未満	19,800円	16,500円	16,500円
D2階層	所得税 10,000円以上 40,000円未満	23,000円	18,900円	18,900円
D3階層	所得税 40,000円以上 69,000円未満	30,800円	27,000円	23,700円
D4階層	所得税 69,000円以上 103,000円未満	35,600円	27,000円	23,700円
D5階層	所得税 103,000円以上 203,000円未満	44,000円	31,000円	27,300円
D6階層	所得税 203,000円以上 303,000円未満	48,800円	31,000円	27,300円
D7階層	所得税 303,000円以上 413,000円未満	52,000円	31,000円	27,300円
D8階層	所得税 413,000円以上 591,000円未満	63,800円	34,700円	28,500円
D9階層	所得税 591,000円以上	64,000円	34,700円	28,500円

・給食については、平成22年4月より安土保育園民営化にあわせ、自園給食方式の予定をされています。

・保育時間については、現行のとおり新市に引き継ぎ実施されます。

（安土保育園については、平成22年4月より民営化します。また、平成22年3月21日から3月31日の期間は、市立安土保育園として引き継ぎます。）

◇国民健康保険料（税）・・・保険料に統一します。ただし、平成22年度は現行の市町による不均一賦課とし、医療費の動向をふまえて5年度以内に統一した賦課方式及び料率を統一します。

（安土町の現行保険料）

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	4.8%	1.8%	1.9%
資産割	12.0%	3.0%	2.5%
均等割	22,200円	7,200円	9,600円
平等割	21,000円	6,600円	6,600円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

（近江八幡市の現行保険料）

	医療分	後期支援分	介護分
所得割	7.4%	2.3%	2.2%
資産割	なし	なし	なし
均等割	23,000円	6,800円	8,800円
平等割	17,600円	5,200円	4,800円
限度額	470,000円	120,000円	90,000円

◇保険給付事業・・・保険給付事業については、現行のとおり実施します。

・人間ドック検診費助成については、対象年齢が40歳から75歳未満に、助成額が検診に要した費用の2/3に、限度額が3万円になります。（県内の医療機関での受診のみ）

◇健康・医療に関するサービス・・・健康・医療に関するサービスについては福祉医療費助成事業をはじめ、後期高齢者医療制度や保健事業など、引き続き現行の各種サービスを実施します。

また、安土町区域においてもこれまで実施されていなかったサービスが拡充されるとともに、所得制限などにより各種サービスの対象外となっていた方も一部のサービスにおいて対象となります。

【福祉医療費助成事業】

- ・乳幼児福祉医療費助成、母子・父子家庭福祉医療費助成、重度心身障がい者(児)福祉医療費助成、重度精神障がい者(児)福祉医療費助成、ひとり暮らし寡婦福祉医療助成、ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療助成、重度心身障がい老人等福祉医療費助成、65～69歳老人福祉医療費助成を、県補助事業として実施しています。

【後期高齢者医療】

- ・後期高齢者医療制度については、現行のとおり実施します。

【母子保健事業】

- ・乳幼児健康診査（4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児健診、安土町区域のみ2歳6カ月児健診）、歯科検診（1歳6カ月児、3歳6カ月児健診、安土町区域のみ2歳6カ月児健診）を実施します。

【成人保健事業】

（新市の健診一覧）

種別		対象者	個人負担金		
			近江八幡市	安土町	
特定健康診査	一般健康診査（集団）	18歳以上39歳以下の方	1,000円	1,000円	
	特定健康診査（集団・医療機関）	40歳～74歳の国民健康保険加入者	1,000円	1,000円	
	後期高齢者健康診査（集団・医療機関）	75歳以上の方（後期高齢者医療保険加入者）	無料	無料	
肝炎ウイルス検査	集団	40歳以上の方で肝炎検査を受けたことのない方	調整中		
がん検診	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	調整中		
	胃がん検診	40歳以上の方	1,000円	1,000円	
	大腸がん検診	40歳以上の方	集団：500円 委託：調整中	集団：500円 委託：調整中	
	子宮頸がん検診	集団	20歳以上の女性	1,000円	1,000円
		医療機関	20歳以上の女性	1,700円	1,700円
	乳がん検診	集団	40～49歳の女性	1,500円	1,500円
			50歳以上の女性	調整中	
		医療機関	40～49歳の女性	調整中	
			50歳以上の女性	調整中	
特定保健指導	委託	—	無料	無料	

（*頸体部健診については、廃止）

※個人負担金の免除

- ・生活保護世帯の方・住民税非課税世帯の方
- ・70歳以上の肝炎ウイルス検査・骨粗しょう症検診・がん検診

【予防接種事業】

(新市の要望接種一覧)

種別		対象者	個人負担金
三種混合	医療機関	3カ月～7歳6カ月未満児	無料
麻しん・風しん二種混合	医療機関	1期：1歳～2歳未満	無料
	医療機関	2期：就学前の1年間	
	医療機関	3期：中学1年	
	医療機関	4期：高校3年	
麻しん	医療機関	麻しん・風しん二種に準ずる	無料
風しん	医療機関	麻しん・風しん二種に準ずる	無料
日本脳炎	医療機関	3歳～7歳6カ月未満児	無料
	集 団	休止中	無料
二種混合	医療機関	小学6年生	無料
ポリオ	集 団	3カ月～7歳6カ月未満児	無料
高齢者インフルエンザ	医療機関	65歳以上の方等	近江八幡市区域 2,000円 安土町区域 1,500円
BCG	集 団	3カ月～6カ月未満児	無料

予防接種の会場が変わります。

三種混合予防接種	保健センターでの集団接種が医療機関で個別接種に
麻疹風疹予防接種（第3期）	中学校での集団接種が医療機関で個別接種に
日本脳炎予防接種（第1期） （第2期）	保健センターでの集団接種が医療機関で個別接種に 中学校での集団接種が医療機関で個別接種に

◇結核予防事業については、現行のとおり実施します。ただし、集団での結核健康診断（胸部レントゲン）については、平成22年度は安土町区域のみ実施します。

※これまで利用していた次の事業が廃止されます。

- ・不妊治療助成金交付事業については、県の助成限度額が拡充されたため廃止します。

◇保健施設については、現市民保健センターを拠点に現町保健センターに総合的な福祉分野の一次総合相談機能を持たせ、子育て支援機能とあわせて事業を実施します。健康相談・健康教育事業については、現市民保健センターと現町保健センターで実施します。

◇病院（診療所）診療体制については、近江八幡市総合医療センターが市民として利用できます。

産業経済関係事業の主な内容

◇農政施策、観光施策・・・農林業をはじめ、観光計画など新市の指針となる各種計画については、新市において新たに策定するものと現在の両市町の計画を調整していくものがあります。

◇労政・・・労政については、これまで両市町で実施してきた事業を引き続き実施します。また、安土町区域において新たに次の事業を実施します。

- ・女性の社会進出推進事業（研修会）を実施します。
- ・巡回職業相談を月2回実施します。

都市建設関係事業の主な内容

◇公営住宅・・・公営住宅の家賃については、現行のとおりです。入居申し込みの条件を満たしていれば、両市町が保有する公営住宅への新規入居が可能となります。

◇建築基準法、都市計画法などの関係事務・・・建築基準法や都市計画法などの関係事務については、安土町では、これまで滋賀県が実施していましたが、合併後は新市において実施するため、よりスピーディーな事務処理となります。

※これまで利用していた次の事業が廃止・統合されます。

- ・JR安土駅前の自転車等駐車場については、合併時までには条例廃止が予定されています。

上下水道関係事業の主な内容

◇上水道・・・水道料金については、現在の近江八幡市の料金体系となります。超過料金が高くなるため各口径とも使用水量の多い方については現在より高くなります。

- ・安土区域においては家庭用の水道料金が現在より安くなります。

(例：一人あたりの使用水量を1カ月に8m³とした場合4人で64m³／2カ月の場合 現行 11,276円が9,807円になります。)

- ・開栓手数料が引き下げられます。(例：口径 13mm 1,850円が1,210円になります。)

- ・加入金が口径により変わります。

(例：口径 13mm 84,000円が94,500円に、口径 20mm 136,500円が131,250円に)

(新市の開栓手数料及び加入金)

口径	開栓手数料	口径	加入金
13mm	1,210円	13mm	94,500円
20mm	1,320円	20mm	131,250円
25mm	2,300円	25mm	199,500円
40mm	3,800円	40mm	504,000円
50mm	6,350円	50mm	787,000円
75mm	10,700円	75mm	1,785,000円
100mm	19,500円	100mm	3,150,000円
150mm	34,500円	150mm	7,035,000円

(新市の上水道料金表)

口径	使用水量	水道料金(1か月当たり)
13mm	10m ³ まで	1,270.5円
20mm	10m ³ まで	1,386.0円
25mm	10m ³ まで	2,415.0円
40mm	10m ³ まで	3,990.0円
50mm	10m ³ まで	6,667.5円
75mm	10m ³ まで	11,235.0円
100mm	10m ³ まで	20,475.0円
150mm	10m ³ まで	36,225.0円

超過使用水量(1か月当たり)		1m ³ につき
10m ³ を超えて 30m ³ まで		163.80円
30m ³ を超えて 50m ³ まで		178.50円
50m ³ を超えて100m ³ まで		193.20円
100m ³ を超えて200m ³ まで		210.00円
200m ³ を超えて500m ³ まで		223.65円
500m ³ 以上		241.50円
浴場用	10m ³ を超える分	127.05円
臨時	10m ³ を超える分	435.75円

- ・検針、収納受付等業務は、近江八幡市が民間業者(お客様センター)に委託していることから、新市においても引き続き民間業者に委託します。

◇下水道・・・流域関連公共下水道使用料については、現安土町区域と現近江八幡市区域で別料金体系をとり、新市において調整します。

(安土町の現行下水道使用料)

	基本料金	排水量	料金
		15m ³ まで	2,700円
一般排水	超過料金	排水量	1m ³ につき
		15m ³ を超え60m ³ まで	131円
		60m ³ を超え100m ³ まで	143円
		100m ³ を超え200m ³ まで	153円
		200m ³ を超え400m ³ まで	165円
		400m ³ を超え1,000m ³ まで	175円
		1,000m ³ を超え1,500m ³ まで	188円
特定排水		1,500m ³ を超える分	198円
		1,500m ³ を超える分	210円

(近江八幡市の現行下水道使用料)

	基本料金	排水量	料金
		20m ³ まで	2,517.90円
一般排水	超過料金	排水量	1m ³ につき
		20m ³ を超え60m ³ まで	137.55円
		60m ³ を超え100m ³ まで	147.00円
		100m ³ を超え200m ³ まで	157.50円
		200m ³ を超え400m ³ まで	168.00円
特定排水		1,500m ³ を超える分	213.15円
公衆浴場排水		排水量	料金
		600m ³ まで	21,000円
		排水量	1m ³ につき
		600m ³ を超える分	80.85円

◇合併浄化槽面整備維持管理事業については、現行のとおりとします。これまでの両市町の取り組み経過を踏まえ、新市において、統一に向けて段階的に調整していきます。

教育関係事業の主な内容

- ◇学校教育・・・幼稚園、小学校、中学校の通園・通学区域については、現行のとおりとなります。
- ・幼稚園保育時間・授業料については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。
 - ・通園バスについても、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整します。

現行の幼稚園授業料

	現近江八幡市区域	現安土町区域
授業料	年額：72,000円 月額：6,000円（12か月徴収）	年額：66,000円 月額：5,500円（12か月徴収）

- ◇学校給食・・・学校給食については、現行のとおり実施します。

現行の学校給食費

校園	安土町	近江八幡市
幼稚園	3,500円	3,700円
小学校	4,000円	4,000円
中学校	4,430円	給食なし

近江八幡市では、小学校のみが自校方式で給食を実施。幼稚園は沖島幼稚園のみが給食を実施

- ◇社会体育・・・現在、両市町において行われている各種スポーツ大会については、新市において引き続き実施しますが、事業目的や事業内容、実施方法等については体育協会等と協議します。

- ◇社会教育・・・公民館については、近江八幡市の中央公民館を除く各公民館は、コミュニティセンターへ移行します。安土町公民館は、公民館として引き続き事業を実施します。開館時間、休館日は当面現行のとおりとなります。
- ・成人式については、新市において引き続き実施します。なお、平成22年度より統一して実施します。
 - ・文化祭については、内容、実施方法について、当面は現行のとおりとします。また、地域等における文化祭についても、新市において引き続き実施します。

- ◇文化財・・・既存の文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、保存と活用に努めます。また、指定文化財の指定基準については、新市において新たに統一した文化財指定基準を設けます。

*手数料について、これまでと変わるものの一部を紹介します。

・外国人登録原票に関する証明書等の交付手数料	1件300円	→	1通300円
・印鑑登録証再交付手数料	1件500円	→	廃止
・地番図・字限図・航空写真（複写）の発行手数料	1件 0円	→	1枚150円
・自転車等撤去・保管手数料（自転車）	1台2,000円	→	1台3,000円
・自転車等撤去・保管手数料（原動機付自転車）	1台3,000円	→	1台4,000円
・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく飼養登録票の交付・更新・再交付手数料	1件 0円	→	1枚3,400円
・認可地縁団体印鑑証明書交付手数料	1回 0円	→	1通300円
・埋火葬許可書交付手数料（再交付の場合）	1回 0円	→	1枚300円
・被災証明手数料	1回300円	→	無料
・公簿、公文書、図面等の閲覧又は照合手数料	1回300円	→	1件300円
・市町道占用料	3円～1,000円	→	5円～4,400円
・法定外公共物占用料	0円	→	3円～4,900円以上

安土町で行っていた制度・事業・補助金等が 合併後はこのように変わる予定です

これまで、安土町と近江八幡市では合併協定書に基づく協定項目について調整が行われ、合併協議会で報告されてきました。

ここでは、合併後の新市において安土町の現行と変わる制度・事業・補助金等の調整内容等をお知らせします。

総務課・政策推進課関係の主な内容

変更が予定されている制度・事業・補助金等

◇区長・自治会長報酬及び事務委託料

区長・自治会長の報酬が廃止され、事務委託料の金額も変わります

事務委託料 1世帯当たり 1,700円×世帯数 → 1世帯当たり 1,390円×世帯数

◇選挙の投票所及び開票所

投票所は当面現行のとおりとなりますが、開票所については場所が変わります

安土町コミュニティ防災センター → 近江八幡市駅南総合スポーツ施設

※期日前投票所については、従来の安土町コミュニティ防災センターでも行います

◇個性輝く自治会活動補助金（自治ハウス建設・バリアフリー改修補助金）

いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金となり従来よりメニューが拡充となります

◇防犯灯設置事業

【集落内の防犯灯】

自治会等が設置・管理 → 自治会等が設置・管理

（自治会に補助金を交付・電気代は従来どおり自治会負担）

【集落間の防犯灯】

町が設置・管理 → 自治会等が設置・管理

（自治会等に補助金を交付・電気代は自治会負担）

※これまで町が管理していた集落間等の防犯等は従来どおり新市においても管理しますが

新市において新たに設置されるものは自治会等の管理となります

◇防火施設設置補助金（消火栓ボックス等）

補助率 2/3 → 1/3

◇安土町国際文化交流協会補助金

新市において調整されます

廃止等が予定されている制度・事業・補助金等

◇区長会補助金

文化とコミュニティづくり運営委員会補助金は平成21年度で廃止となります

◇地域未来づくり事業補助金

3か年事業のため平成21年度で終了となります

事業課関係の主な内容

変更が予定されている制度・事業・補助金等

◇河川愛護活動事業補助金

補助金の算定方法が変更となります

◇安土町水洗便所改造等資金融資あっせん制度

あっせん額や融資金利などが変更となります

【融資あっせん額】（水洗便所改造工事 1 件につき）

5 万円単位で 10 万円以上 50 万円以内 → 5 万円単位で 10 万円以上 120 万円以内

（※共同住宅等は 1 戸 20 万円以内・限度額 100 万円→1 戸 30 万円以内・限度額 150 万円）

【融資利率】 年 3.5% → 年 1.0%

※著しい物価変動等やむを得ない事由が発生したときは、取扱金融機関と協議のうえ融資利率を変更することがあります

【融資期間】 36 か月 → 60 か月

廃止等が予定されている制度・事業・補助金等

◇美しい湖国をつくる会補助金

美しい湖国をつくる会の組織が見直されるため平成 21 年度で廃止となります

◇地域ぐるみのゴミ減量化推進補助金

5 か年事業のため平成 21 年度で終了します

◇地域連携ごみ減量実践モデル事業（平成 21 年度で終了）

◇ごみ集積所設置補助金（平成 21 年度で廃止）

◇ボカシ補助金（平成 21 年度で廃止）

◇安土町消費生活学習グループ補助金（平成 21 年度で廃止）

◇安土町環境保全美化推進員の謝礼（平成 21 年度で廃止）

◇交通安全推進委員の謝礼（平成 21 年度で廃止）

◇交通安全協会安土支部への報償費（平成 21 年度で廃止）

◇安土輪友会への報償費（平成 21 年度で廃止）

◇安土町生活保護世帯水洗便所改造等補助金（平成 21 年度で廃止）

◇安土町コミプラ地区水環境対策補助金（平成 21 年度で廃止）

◇安土町同和地区水洗化促進補助金（平成 21 年度で廃止）

産業振興課関係の主な内容

変更が予定されている制度・事業・補助金等

◇病害虫防除協議会水稲病害虫防除薬剤補助金

補助基準が見直されます

◇地域水田農業推進協議会補助金

補助金が見直されます

◇ふるさとふれあい秋まつり補助金

補助金が見直されます

◇まちとむら交流実行委員会補助金

補助金が見直されます

◇後継者対策活動事業補助金

補助金はほぼ同額の予定ですが、組織は統合され安土支部となる予定です

廃止等が予定されている制度・事業・補助金等

◇地産地消推進事業

秋まつりのおにぎりやもちつきの材料提供の方法を検討します

◇安土町新商品開発支援補助金（平成 21 年度で終了）

◇地域特産発掘育成支援補助金（平成 21 年度で廃止）

◇景観作物（コスモス）の種子無償配布（平成 21 年度で廃止）

◇集落営農ステップアップ実践業務補助金

県の制度廃止に伴い平成 21 年度で廃止となります

◇認定農業者協議会補助金

組織見直し(解散予定)により平成 21 年度で廃止となります

◇森林環境整備特別対策事業

町内の生産森林組合に委託している事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整されます

◇織山系保全林管理促進協議会

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整されます

◇東近江森林組合連絡協議会

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整されます

健康福祉課関係の主な内容

変更が予定されている制度・事業・補助金等

◇身体障がい児補装具給付事業

補装具の交付・修理 利用者 1 割負担 → 利用者負担免除

◇在宅の身体・知的・精神障がい児・者の日常生活用具給付事業

ストマ・紙おむつ 利用者 1 割負担 → 利用者負担免除（※基準額あり・所得制限あり）

◇聴覚障害者コミュニケーション支援事業

手話通訳者 月 2 回安土町に配置→近江八幡市に常時配置されます（安土町への配置は未定）

◇生きがい活動支援通所事業（日常動作訓練や趣味活動等のミニデイサービスの提供）

安土区域のみ 3 年をめどに実施されます

◇徘徊高齢者位置情報提供サービス利用助成事業

要介護 1 以上の徘徊がある高齢者を在宅で介護する者が位置情報提供（GPS 携帯）のサービスを利用する場合、初期登録料が助成されます。（限度額 7,500 円）

◇地域密着型サービス事業所の利用

利用施設が拡大となります（市町長が指定する地域密着型サービス事業所について、近江八幡市区域内の既指定事業所について原則利用が可能となります）

	安土町	近江八幡市		新市
（介護予防）認知症対応型通所介護	1 か所	4 か所	→	5 か所
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	1 か所	4 か所	→	5 か所
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	0 か所	3 か所	→	3 か所

◇福祉医療費助成事業

【母子家庭】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

【重度心身障がい者・児】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

身体障害者手帳 4 級所持者で知的障害の程度が中度（療育手帳 B1）の方も助成対象となります

特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が 2 級の方も助成対象となります

知的障害の程度が中度（療育手帳 B1）・軽度（療育手帳 B2）のみの方は助成対象外となります（※平成 22 年 8 月の受給券切替時まで助成対象とします）

県外診療（現行の身体障害者手帳 3 級・療育手帳 B1・B2）は助成対象外となります

【重度精神障がい者・児】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

【重度心身障がい老人】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

身体障害者手帳 4 級所持者で知的障害の程度が中度（療育手帳 B1）の方も助成対象となります

知的障がいの程度が中度（療育手帳 B1）・軽度（療育手帳 B2）のみの方は助成対象外となります（※平成 22 年 8 月の受給券切替時まで助成対象とします）

県外診療（現行の身体障害者手帳 3 級・療育手帳 B1・B2）は助成対象外となります

【重度精神障がい老人】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

【母子家庭老人】

県の所得制限により非該当となった方も助成対象となります

◇成人保健事業

健康診査の会場や開催数に変更となります

◇子宮がん検診（集団・個別）
安土町 7回 → 新市 20回（安土町 5回）・委託医療機関
◇乳がん検診（集団・個別）
安土町 8回 → 新市 29回（安土町 5回）・委託医療機関
◇胃がん検診（集団）
安土町 8回 → 新市 18回（安土町 5回）
◇大腸がん検診（集団・個別）
安土町保健センター → 安土町保健センター・委託医療機関
◇肝炎ウィルス検診（集団）
安土町 10回 → 新市 16回（安土町 6回）
◇肝炎ウィルス検診（個別）
町内医療機関 → 集団検診として実施
◇骨粗鬆症検診（集団）
安土町 2回 → 新市 4回（安土町 1回）
◇結核検診
安土町 10回 → 安土町 6回・委託医療機関
※平成 23 年度以降は委託医療機関での個別検診
◇特定健康診査
安土町 10回・委託医療機関 → 新市 16回（安土町 6回）・委託医療機関
◇一般（若年）健康診査
安土町 10回 → 新市 16回（安土町 6回）

◇安土町老人クラブ連合会 → 統合に向けて調整中

◇安土町遺族会 → 統合に向けて調整中

◇安土町赤十字奉仕団 → 統合に向けて調整中

◇安土町母子寡婦福祉のぞみ会 → 統合に向けて調整中

◇安土町健康推進員協議会 → 統合に向けて調整中

◇安土町民生委員児童委員協議会 → 統合に向けて調整中

◇安土町身体障害者厚生会 → 統合に向けて調整中

◇安土町障害児（者）と親の会 → 新市発足時まで調整

◇安土町献血推進協議会 → 近江八幡市献血推進協議会として統合

◇社会福祉法人安土町社会福祉協議会 → 社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会として新設併合されます

◇社団法人安土町シルバー人材センター → 社団法人近江八幡市シルバー人材センターとして統合されます

廃止等が予定されている制度・事業・補助金等

◇高齢者の小規模住宅改造の経費一部助成（平成 21 年度で廃止）

◇不妊治療助成金支給事業（平成 21 年度で廃止）

◇高額介護サービス費等資金貸付事業（平成 21 年度で廃止）

◇生きがい活動支援通所事業

3年をめどに廃止の方向で調整されます

◇母子家庭子女援護年金支給事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整されます

教育委員会関係の主な内容

変更が予定されている制度・事業・補助金等

◇安土町人権教育推進会議

新市において統合されますが、安土町人権学習推進協議会は地域の協議会として活動する方向で調整しています

◇安土町人権学習推進協議会補助金

補助金が見直され、減額となります

◇安土町学校給食センター

現行のとおり新市に引き継ぎ実施されます

安土町の給食献立や食材の入札は、これまで安土町給食センターで独自に行ってききましたが、新市では統一され学校給食会で一括して行われます

◇安土町スポーツ少年団補助金

新市に引き継ぎ、新市において調整されます

◇安土町体育協会

新市において安土学区体育振興会組織へ移行される予定です

◇安土町文化協会 → 統合に向けて調整中

◇安土町青少年育成町民会議 → 新市発足時まで調整

◇安土町PTA連絡協議会 → 新市発足時まで調整

廃止等が予定されている制度・事業・補助金等

◇小・中学校のヘルメットの支給

新市に引き継ぎ、新市において調整されます

(※安土町ではヘルメットを支給していますが、近江八幡市では保護者負担となっています)

◇中体連のバス代・旅費及び部活動の登録料・負担金等の費用

新市に引き継ぎ、新市において調整されます

(※近江八幡市ではバス代・旅費等は保護者負担となっています)

◇安土町体育協会補助金

新市に引き継ぎ、新市において調整されます

◇安土町文化協会補助金

新市に引き継ぎ、新市において調整されます

◇安土町文化財保存事業費補助金

国・県指定文化財に対する建造物管理事業のうち、防災設備保守点検の町補助金が廃止となります